

議案第75号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、訪問介護の事業と介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する場合における人員等の基準を定める等の必要があるによる。

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第4項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、

「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第18条第4項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第18条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第20条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第18条第4項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第20条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第23条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例第23条第1項に」を「福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第23条第1項に」に改める。

第34条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第35条第5項中「第88条第1項」を「第88条第3項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第87条に規定する指定複合型サービス）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第41条及び第51条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第52条第3項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第52条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第51条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第52条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第54条第3項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第52条第3項に規定する第1号通所

事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第54条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第56条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第56条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第54条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、指定通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第57条中「から第17条まで」を「、第15条、第17条」に改める。

第59条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第67条中「から第17条まで、第55条及び第56条」を「、第15条、第17条、第55条から第56条の2まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第56条の2第4項中「第54条第1項」とあるのは、「第63条第1項」と読み替えるものとする。

第68条第3項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第58条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに該当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第70条第3項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第68条第3項に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項及び第2項の規定に基づく規

則に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第71条中「、第16条」を削る。

第72条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第96条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「、指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第114条第3項を削る。

第120条を次のように改める。

第120条 削除

第129条中「及び第119条から第121条まで」を「、第119条及び第121条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第4項、第8条第2項、第18条第4項及び第20条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当す

るサービスについては、改正前の条例第52条第3項、第54条第3項、第68条第3項及び第70条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。